

資産・事業承継対策に活用する民事信託

第7回

【信託の基礎と実践講座Ⅴ】

金融商品と信託

2021年8月24日

株式会社継志舎

資産・事業承継対策に活用する民事信託（全12回）

回	開催日	テーマ
1	2月16日	【基礎講座】 資産管理と承継に信託をツールとして活用する
2	3月19日	【実践講座】 信託活用の検討から一気に広げる資産管理と承継のビジネス
3	4月15日	【信託の基礎と実践講座1】 資産管理における信託の使い方
4	5月18日	【信託の基礎と実践講座2】 資産承継における信託の使い方
5	6月15日	【信託の基礎と実践講座3】 不動産と信託
6	7月15日	【信託の基礎と実践講座4】 自社株と信託
7	8月24日	【信託の基礎と実践講座5】 金融商品と信託
8	9月16日	【アドバイザー必須講座】 資産管理と承継ビジネスに必要な傾聴力
9	10月15日	【活用事例講座】 教科書ではわからない信託の活用実例1
10	11月16日	【活用事例講座】 教科書ではわからない信託の活用実例2
11	12月14日	【特別編】 世にある民事信託の危ないと思われる点
12	1月18日	本講座のまとめと実践のポイント

今回

時間：16：00～17：00

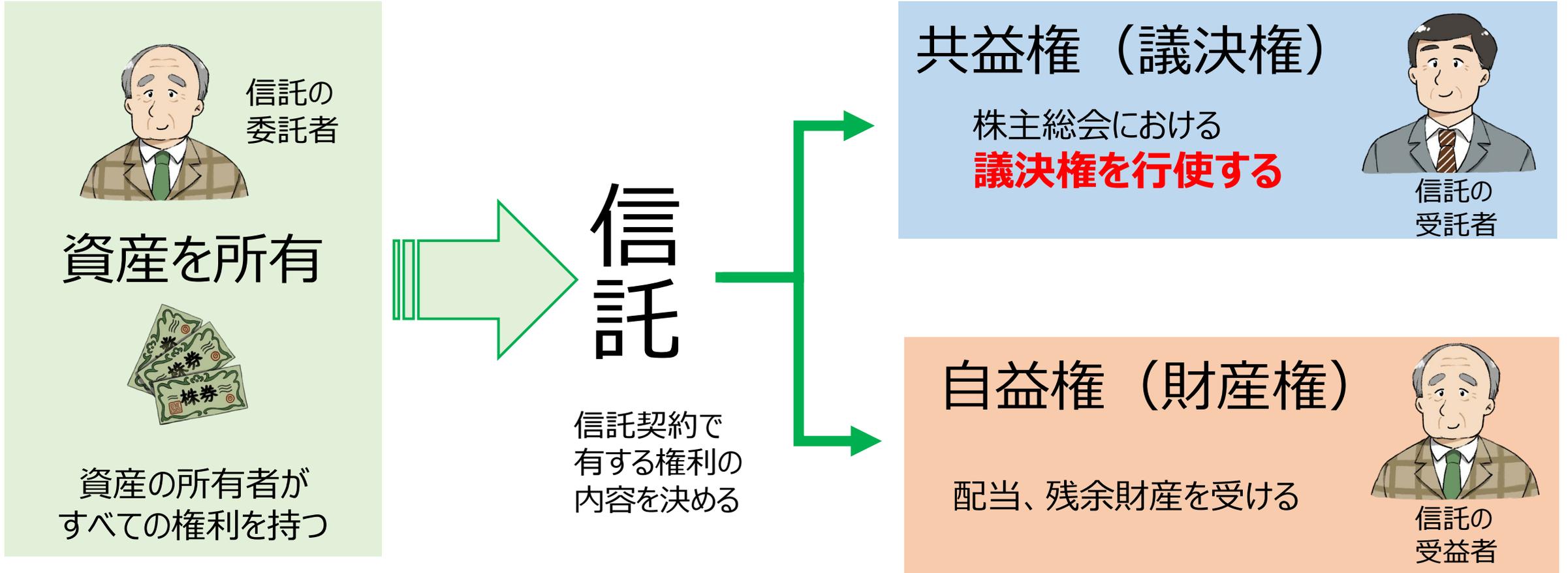
<https://trcom2020.com/seminar/trust-seminar>

実施済みの講座は、トラコムボードでアーカイブ視聴ができます

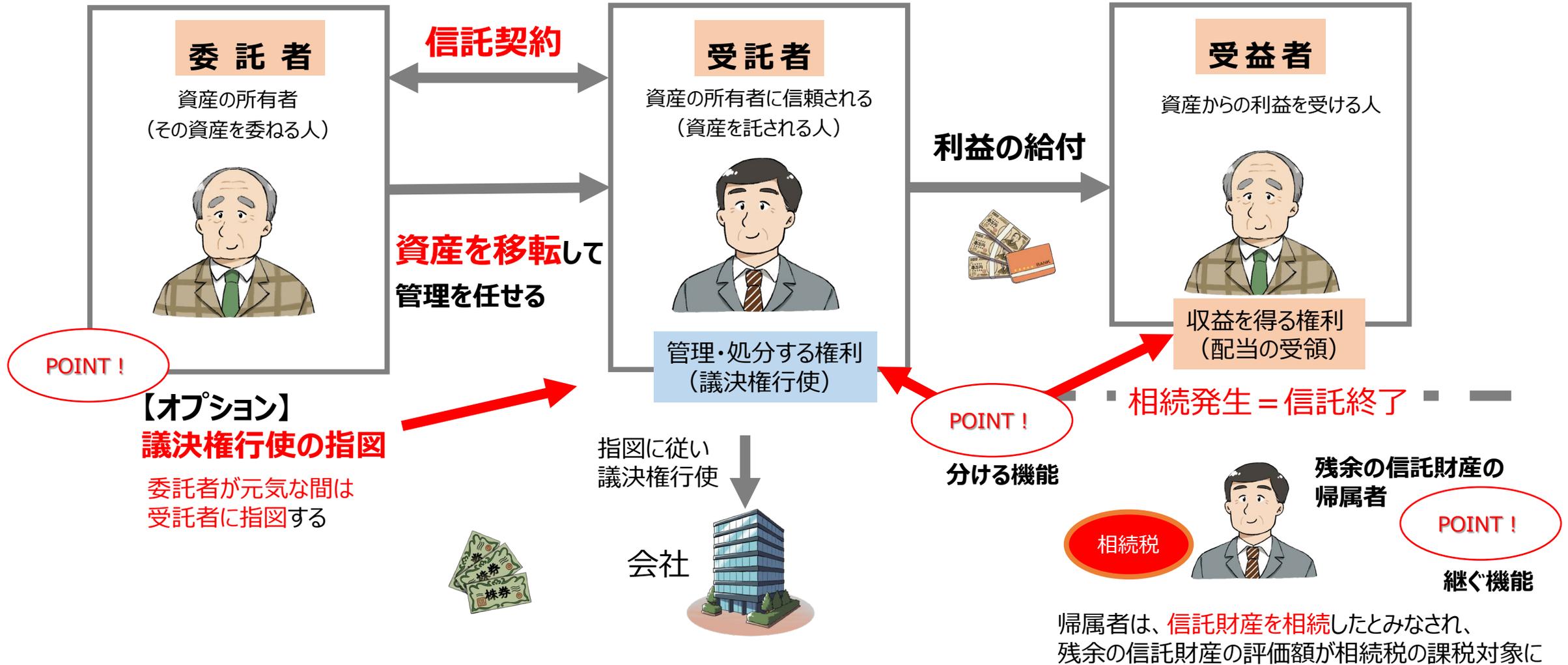
自社株信託は、信託の

1. 分ける機能
2. 継ぐ機能
3. 指図権のオプション

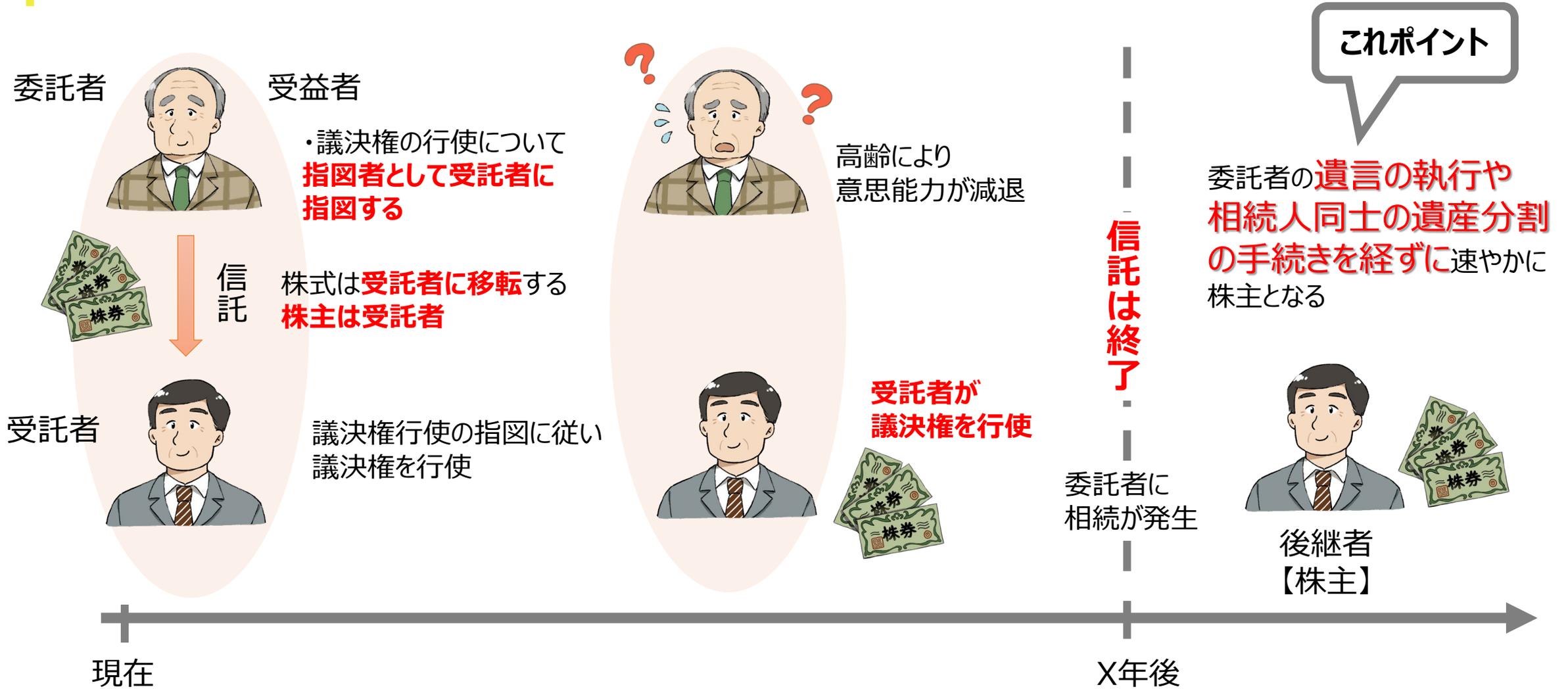
を活用する

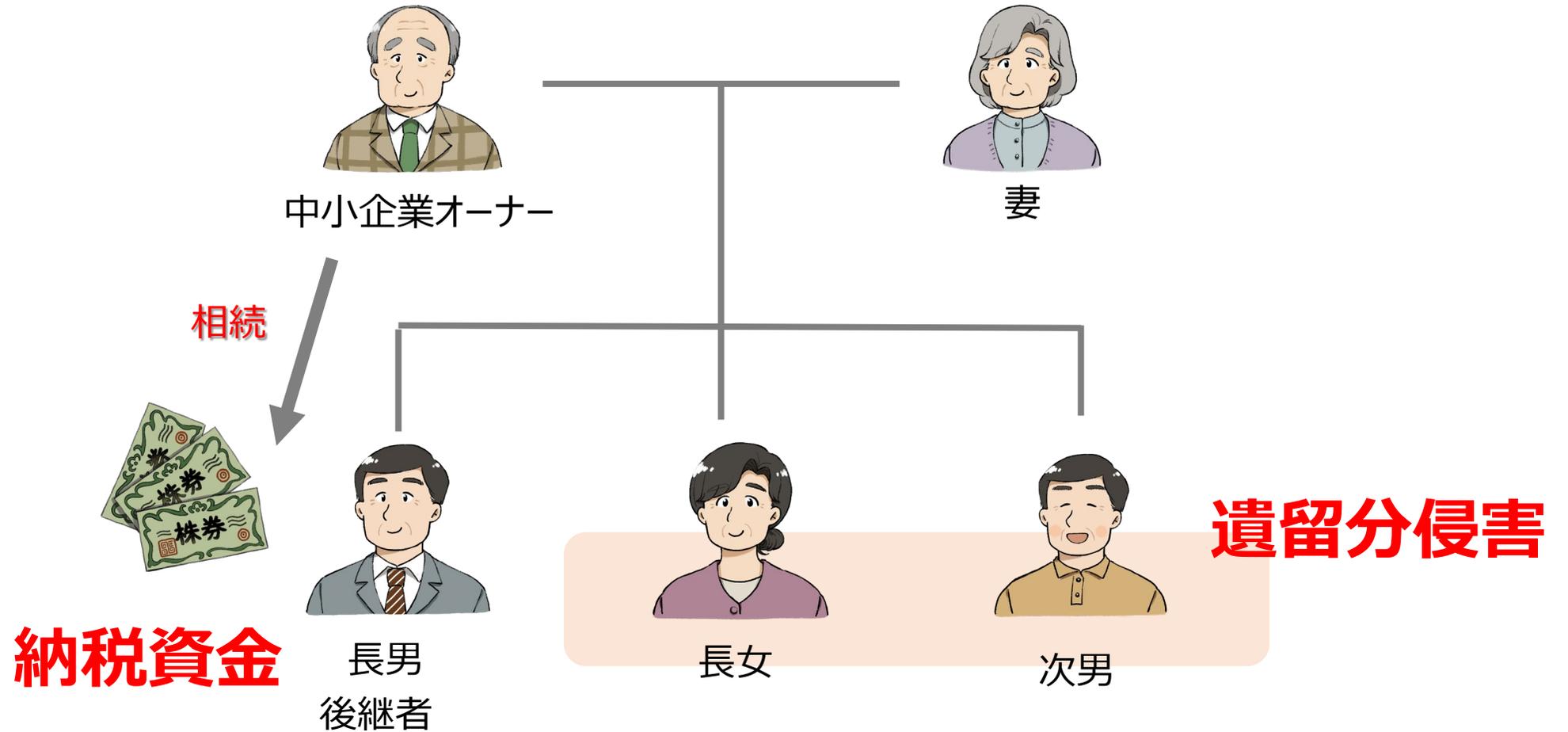


第6回講座の振り返り



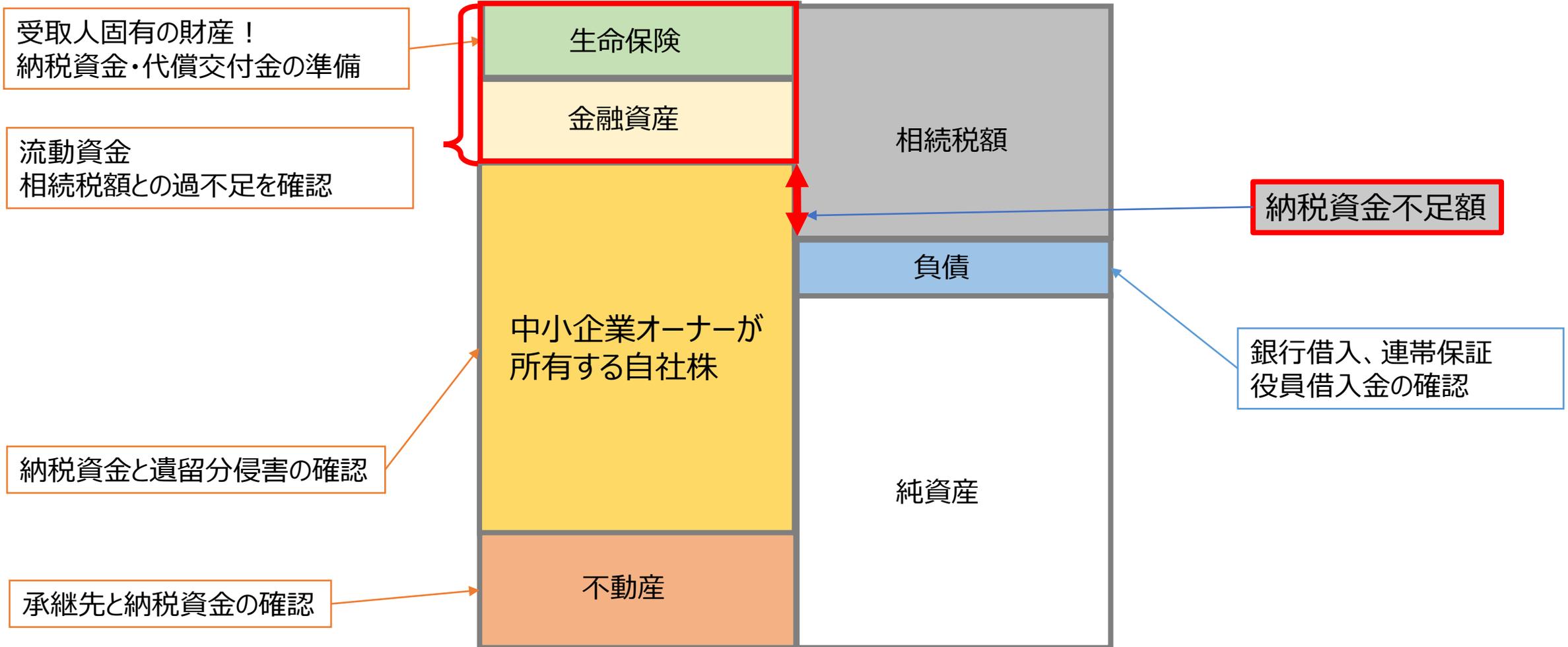
第6回講座の振り返り





相続税の**納税資金の確保**と、
後継者以外の相続人の**遺留分対策**に、
まずは、**生命保険の契約状況の確認**
が必要です

中小企業オーナーの個人資産のバランスシート (B/S)

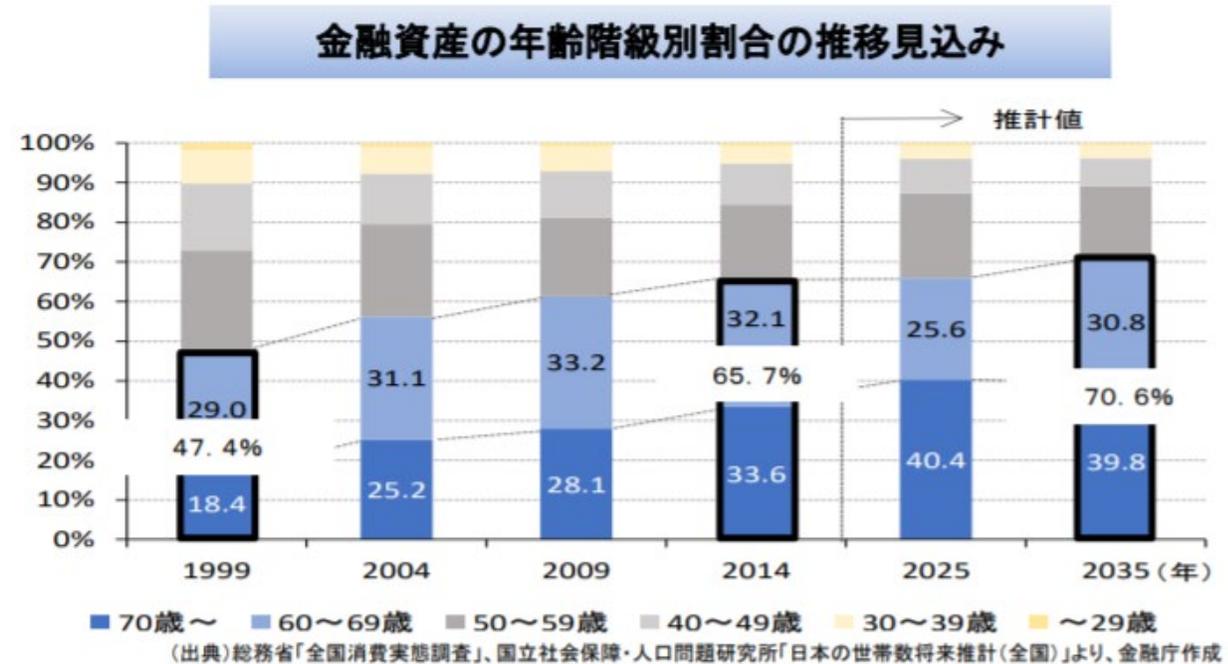


信託が必要とされる社会的背景

★60歳以上の保有する金融資産

2025年 66%

2035年 70%



人生100年時代



健康寿命
72.1歳

約9年間

平均寿命
81.4歳



健康寿命
74.7歳

約12年間

平均寿命
87.4歳

人生
100年
時代へ

健康寿命 ~ 平均寿命

課題！

- ★ 適合性
- ★ 金融商品の理解
- ★ 認知症の問題

【長寿化に伴い、資産寿命を延ばすことが必要】

重要なことは、長寿化の進展も踏まえて、年齢別、男女別の平均余命などを参考にしたうえで、老後の生活において公的年金以外で賄わなければいけない金額がどの程度になるか、考えてみることである。それを考え始めた時期が現役期であれば、後で述べる長期・積立・分散投資による資産形成の検討を、リタイア期前後であれば、自身の就労状況の見込みや保有している金融資産や退職金などを踏まえて後の資産管理をどう行っていくかなど、**生涯に亘る計画的な長期の資産形成・管理の重要性を認識することが重要**である。

【考えられる対応 高齢期】

資産の計画的な取崩しを実行するとともに、**認知・判断能力の低下や喪失に備えて行動する時期であり、心身の衰えに関わらず金融サービスを引き続き享受するために、事前の準備や対応が必要と考えられる。**

✓ 心身の衰えを見据えてマネープランを見直す（医療費、老人ホーム入居費等）。

✓ 認知・判断能力の低下や喪失に備え、取引関係の簡素化など心身の衰えに応じた対応をしやすくする。

また、**金融面の本人意思を明確にし、自ら行動できなくなったとしても、他者のサポートにより、これまでと同様の金融サービスを利用しやすくしておく。**

【高齢顧客保護の在り方】

75 歳頃から認知症の発症率が上昇していくことを踏まえると、これには一定の合理性が認められるが、高齢者の状況も非常に多様である。**75 歳以前でも認知能力に問題がある者もいれば、80 歳を超えても非常に元気な者もいる。本来は、個々人に応じたきめ細やかな対応が望ましく、例えば、リスクが高い複雑な商品の提供は厳しく抑制する一方で、リスクが低い簡素な商品については説明内容を軽減し、商品のリスクや複雑さに応じてメリハリをつけるなどの対応が望まれる。**高齢顧客保護のあり方については、顧客本位の業務運営を徹底しつつ、業態を問わず金融業界として横断的に、金融ジェロントロジーの進展に応じて見直していくことが必要と考えられる。

また、**本人が望む場合には、認知・判断能力の低下・喪失後も資産運用を続けられることが望ましい。**前述のとおり、認知・判断能力に支障がある者や障害者の生活や財産を守ることを目的とした制度の一つとして、成年後見制度がある。成年後見制度における資産管理のあり方について、わが国においても、前述の米国のプルudent・インベスターールールの考え方なども参考にしながら、**本人意思の尊重と財産保護**という二つの両立を図るための方策を、関係省庁等が連携して検討していくべきである。

証券会社における代理人取引と高齢顧客への勧誘のルール

【代理人による取引等】

証券口座の名義人が家族に資産管理や資産運用を任せたい場合や、高齢な親の資産管理や資産運用が心配という場合、**口座名義人の子供たちが口座管理人となり**、口座名義人に代わって、残高や取引内容の確認、注文の発注、各種書類の代筆を行うことができる。証券会社において所定の条件および手続きが必要。

【高齢顧客への勧誘による販売に関するガイドライン】

75歳以上の顧客を対象。**80歳以上の顧客についてはより慎重な勧誘による販売**を行う必要がある。
証券会社は、高齢顧客に勧誘しても問題ないと考えられる商品（例えば国債など）の範囲を具体的に定め、それ以外の商品の勧誘をする場合、役職者の事前承認を得るなどの所定の手続きを必要とするほか、勧誘時に役職者の同席を必要とする、家族の同意を得る、高齢者から買付注文があった際は翌日受注とする、勧誘者以外の者（例えば役職者）が受注するなどのルールを定めている

日本証券業協会ガイドライン

協会員は、高齢顧客に有価証券等の勧誘による販売を行う場合には、当該協会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる有価証券等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない

【適合性の原則】

金融商品取引法は投資家保護のため、お客様の**資産状況や投資目的などに応じて勧誘しなければならない**としている（「適合性の原則」）。この投資家保護という法律の要請を実現するためには、証券会社は、お客様の情報を把握することが必要である。

【適合性の原則を守るために】

証券会社は、顧客の知識、経験、資産、投資目的等に応じた説明・勧誘・販売をしなければならない。
「適合性の原則」を実現するため、証券会社は、顧客の知識、経験、資産、投資目的等の顧客情報を得ている必要があり、その顧客情報を「顧客カード」として整備している。
「顧客カード」は、「適合性の原則」を遵守するための前提となっており、**証券会社が「顧客カード」にもとづき顧客に対し適切な勧誘・販売をすることで投資家保護を図っている。**

【行政サイド】

- ① 人生100年時代 ⇒ 資産の寿命を延ばす
- ② 判断能力の低下・喪失に備え、事前の準備（本人意思の明確化 他者のサポート）
- ③ **本人意思の尊重と財産保護**

【金融商品仲介業サイド】

- ④ 代理人による取引
- ⑤ 販売ガイドライン（慎重な勧誘による販売）
- ⑥ 適合性の原則

民事信託の活用！

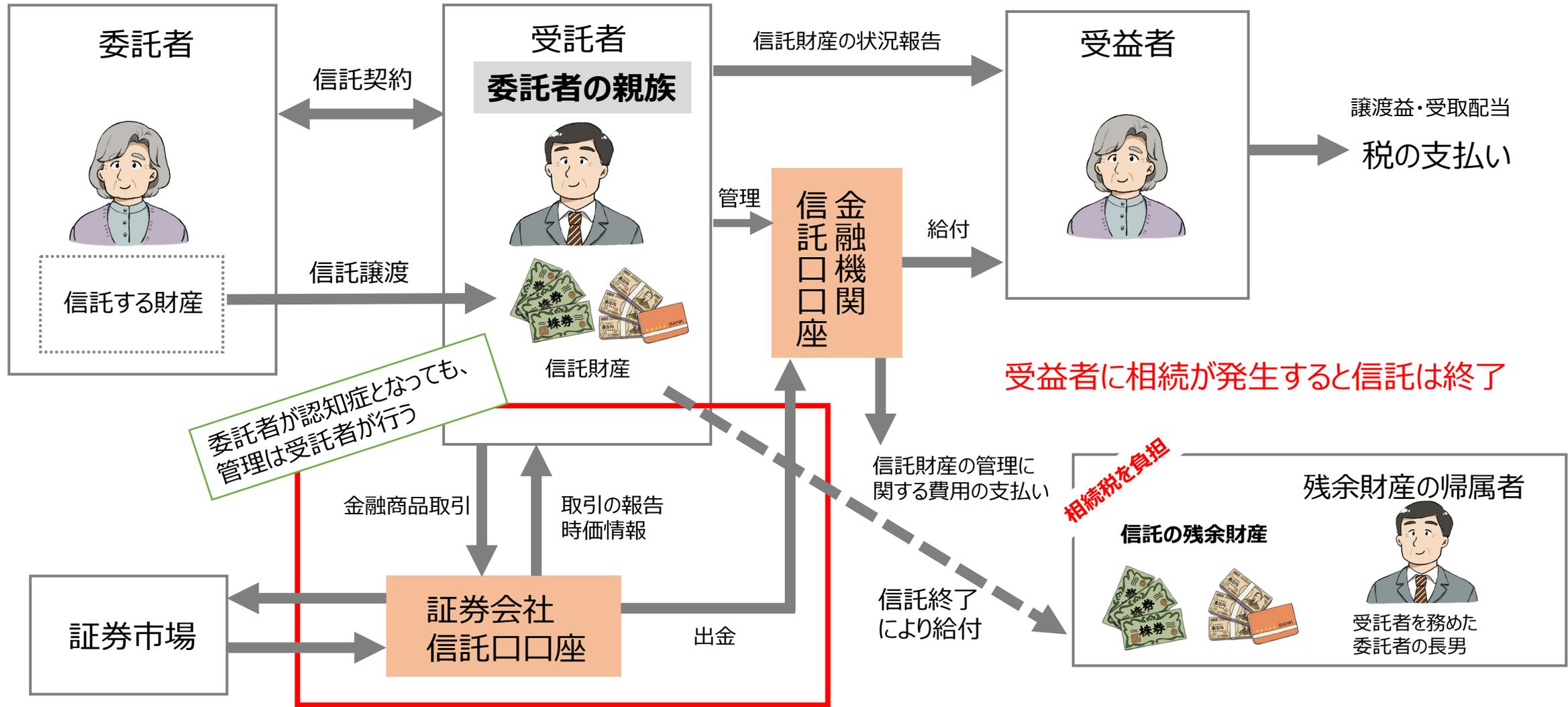
★金融商品を信託財産とする信託を検討する際の重要なポイント

信託は、受託者が信託財産を受益者のために管理・処分することから、

- 信託財産の状況
- 委託者（＝受益者）の意向
- 受託者の投資経験

をふまえた運用を受託者が継続し続けられる仕組みを作り、それをサポートしていくことが必要

金融商品を信託財産とする信託の仕組み



金融商品を信託財産とする信託の仕組み

不動産、預金、自社株を管理する信託との違い

1. 信託財産を管理する**信託口座を2つ開設**する必要がある
①金融機関の信託口座 ②証券会社の信託口座
2. 受託者の**信託財産の管理・処分**について、その**方針を明確**にしておく必要がある
信託財産の運用指針
3. 証券会社の口座開設基準が限定されており、委託者のニーズに合致しないことがある
特に、受益者連続信託に対応する証券会社がほぼない状況

信託口座の開設における信託契約の内容について（条件や制限など）

事前審査	<input type="checkbox"/> 事前に公正証書案を証券会社に提出 ⇒ 審査を終了した契約書案で公正証書を作成
受益者	<input type="checkbox"/> 委託者が受益者となる信託（自益信託） 信託設定時に委託者以外の者が受益者となる信託（他益信託）はできない。複数受益者にもできない <input type="checkbox"/> 個人であること <input type="checkbox"/> 国内居住者であること <input type="checkbox"/> 受益者が亡くなったとき、次の受益者の指定はできない（受益者連続信託はできない）
受託者	<input type="checkbox"/> 受託者は委託者に近い親族であること（親等の範囲については証券会社により異なるよう） <input type="checkbox"/> 個人であること <input type="checkbox"/> 国内居住者であること <input type="checkbox"/> 後継の受託者の定めがあること （当初の受託者が信託事務ができなくなったとき）
信託の期間	<input type="checkbox"/> 委託者兼受益者が亡くなったら終了
確認書面を提出	<input type="checkbox"/> 信託契約締結時に各証券会社が作成する確認書面を提出

* 信託口座開設条件等は証券会社により異なりますので、実務では予め証券会社にその内容をご確認ください

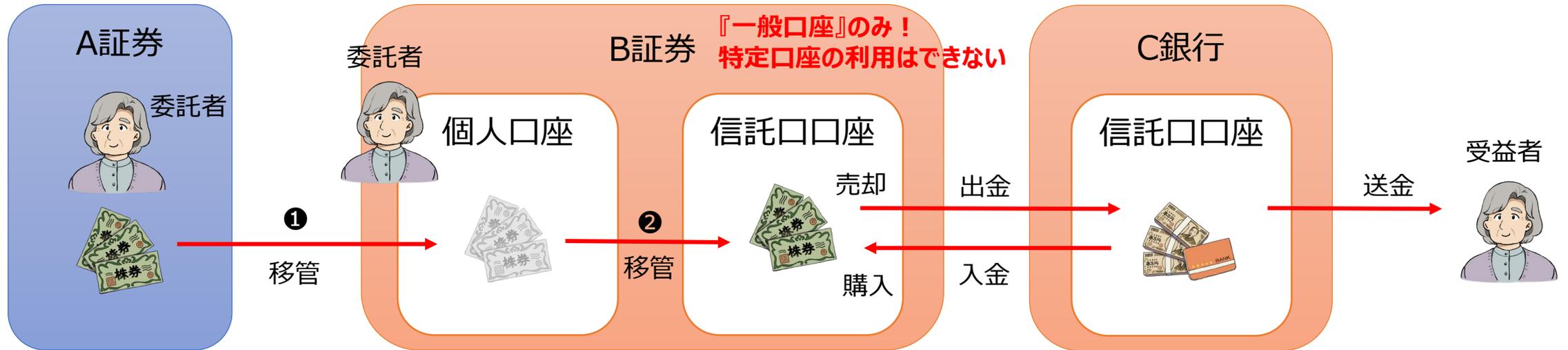
証券会社の信託口座について注意したいこと

- ①有価証券（上場株式、債券、投資信託）を管理するための**分別保管の口座**
- ②有価証券の移管手続き（取引のある証券会社 ≠ 信託口座のある証券会社）
- ③信託口座のある証券会社に保有している有価証券の取扱いがない場合の対応
- ④信託口座は**一般口座（確定申告が必要）のみ**
⇒**健康保険料・医療費負担率に影響する**

お客様の希望を実現し、課題を解決する信託は？！
その信託を実現するために、どの証券会社で信託口座を開設するか？

【A証券にある上場有価証券等を信託財産とする場合】

- ① A証券から信託口座を開設するB証券の委託者の個人口座へ移管
- ② 委託者の個人口座から信託口座に移管



★投資信託は取扱う証券会社の独自銘柄もあり、他社への移管ができないものもあるので注意

【信託財産の有価証券を売却し、受益者に給付する場合】

- ③ B証券の信託口座からC銀行の信託口座へ出金する
- ④ C銀行の信託口座から受益者へ

「特定口座」と「一般口座」

初心者におススメ!



	① 特定口座	② 特定口座	③ 一般口座	信託口座
源泉徴収	あり	なし	なし	
証券会社の対応	年間取引報告書の作成、 納税手続きまですべてお任せ	年間取引報告書の 作成まで	なし (証券会社に よってはサポート サービスあり)	
確定申告	省略可 (自分で申告することも可能)	自分で行う	自分で行う	
利益が 20万円 以下の場合	確定申告をしない場合、 税金が引かれる	免除※	免除※	
損益通算	源泉徴収ありの特定口座内で可能 (他証券口座等との損益通算には 確定申告が必要)	可能	可能	
損失の 繰越控除	損失の繰越控除(3年)には 確定申告が必要	可能(3年)	可能(3年)	

日本取引所グループ (JPX)
東証マネ部 『どこよりも簡単に図解! 証券口座の開設方法』より

※給与収入が2,000万円以下で、給与の支払いが1箇所のみで給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円以下の人、もしくは公的年金等の収入が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の人、所得税の確定申告をする必要はありません。住民税の申告は必要です。

「一般口座」で影響を受ける場合

【協会けんぽ・組合けんぽ等の対象者】

影響なし

健康保険料	<p>会社の健康保険料（協会けんぽや組合けんぽ）は、本人の月給・賞与で決定しますので、<u>給与所得者自身が株式売却益や配当等を申告しても、本人の健康保険料には影響しません。</u></p> <p>また、扶養されるべき人であるかどうかの収入基準は継続的・恒常的な収入で判断します（突発的な譲渡所得などは判定の対象となりません）。</p>
医療費負担（窓口）	<p><u>給与所得者自身が株式売却益や配当等を申告しても、原則として本人の窓口負担割合には影響しません。</u></p> <p>窓口負担割合は3割です。なお、70歳以上75歳未満の人の窓口負担は、2割または1割負担ですが、現役並み所得者は3割となります。</p>

【国民健康保険の対象者】

影響あり

国民健康保険料	<p>主として前年の総所得金額等をもとに市区町村ごとに定められるため、<u>株式売却益や配当等を申告した場合は翌年の国民健康保険料も増加します。</u></p> <p>国民健康保険には扶養者・被扶養者という考え方はなく、世帯の人数や世帯全員の所得等で世帯ごとの保険料が決まるため、確定申告をした人がいると世帯の保険料が増加します。なお、国民健康保険料の上限は、2018年度については93万円です。</p>
医療費負担（窓口）	<p>70歳未満の人の窓口負担は3割です。70歳以上75歳未満の人の窓口負担は、2割または1割負担ですが、<u>株式売却益や配当等を申告することで所得や収入が一定金額を超えた場合は、医療費負担の割合が3割になる可能性があります。</u></p>

【後期高齢者医療の対象者】

影響あり

健康保険料	<p>後期高齢者医療保険料は本人負担ですが、<u>株式売却益や配当等を申告することで所得が増加するため、健康保険料が増加します（ただし、保険料の上限は年57万円）。</u></p>
医療費負担（窓口）	<p>原則は1割負担です。<u>株式売却益や配当等を申告することで所得や収入が一定金額を超えた場合は、医療費負担の割合が3割になります。</u></p>

同一住民票の後期高齢者医療 被保険者全員の課税標準額が145万円以上の被保険者およびその被保険者と同一住民票の被保険者は3割となります。ただし、3割と判定された方のうち、一定の条件を満たす人は、1割となります。

大和証券HP よくわかる！投資の税金

そのほかのご留意点：社会保険料や扶養者の税金への影響について より引用

「一般口座」で影響を受ける場合

確定申告と扶養の関係

ここでは、一家を経済面で支える人を「世帯主」とします。

- 扶養される人の所得が、他の所得とあわせて38万円を超えると、扶養から外れて、世帯主の税金が増加してしまいます。また、扶養される人自身に所得税がかかる可能性があります。
- 増加する税金額は、世帯主の所得によって異なります。
- 特定口座の「源泉徴収あり口座」での利益は、申告しなければ扶養の判定に影響しません（所得に含まれない）。
- 特定口座の「源泉徴収あり口座」の利益でも、申告すると所得に含まれ、他の所得と合算して扶養の判定をします。
- 扶養される人の所得が他の所得とあわせて35万円※（東京都の場合）を超えると、原則として、扶養される人自身に住民税がかかります。

※ 自治体によって異なります。詳しくは税務署、市役所、税理士等の専門家にご相談ください。

大和証券HP よくわかる！投資の税金

そのほかのご留意点：
社会保険料や扶養者の税金への影響について

より引用

確定申告による影響

扶養家族が株式売却益や配当等を申告した場合は、それら以外の所得と合わせて合計所得金額が38万円を超えると扶養控除を受けることができなくなります。配偶者控除については、合計所得金額が85万円以下であれば、配偶者（特別）控除として世帯主の所得から38万円控除できます（世帯主の所得が1,000万円以下のとき）。

現時点で対応可能と思われるニーズ

1. 配偶者が保有していた金融商品を相続した高齢な方で、
今後、金融商品の管理に不安がある人
2. 金融商品を特定の相続人に相続することを決めている高齢な方で、
今後、金融商品の管理に不安がある人
3. 金融商品を有する高齢な方で、
今後、自身が所有する有価証券の管理に不安がある人
(認知症対策と継続して資産からの収益を得たい人)

お客様のニーズや状況をよく理解し、金融商品の信託を検討する

受託者の義務

1. 信託財産に係る帳簿その他の書類の作成

受託者支援と受益者保護の観点から検討すべきポイント

通常の信託は、毎年1回の作成だが、頻度を増やす必要があるのでは？
証券会社が発行する取引残高報告書が利用できるので、それを有効活用する

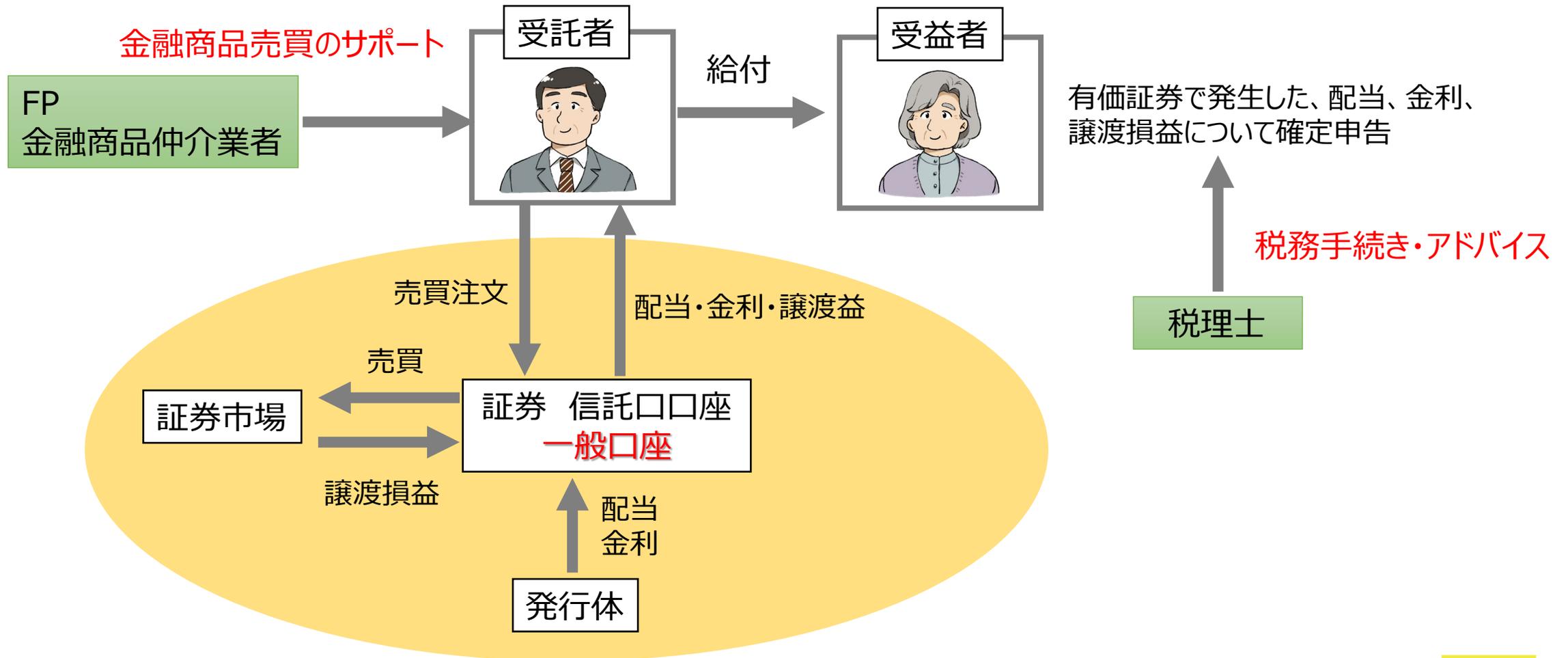
2. 善管注意義務の履行
3. 忠実義務の履行
4. 利益相反行為の制限

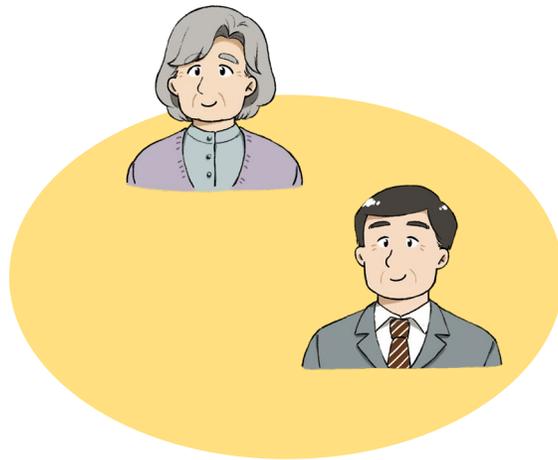
信託財産を処分する頻度は、不動産の信託より多くなる
ことが想定される。
受託者の信託財産の管理・処分に関する義務の履行
についてチェックする体制はどうするか？

5. 信託事務の処理状況を受益者へ報告

信託財産の状況、事務の状況について、受益者の
求めのみではなく定期的に行のがよいと思われる。
受益者が意思能力が低下したときはどうするか？

信託開始後、受託者への継続的な支援





アドバイザー



法務の専門家

【課題】 有価証券（金融商品）に関する経験と知識
税務に関する手続き



税務の専門家

【課題】 有価証券（金融商品）に関する経験と知識
信託に関する法務面の知識と経験



金融商品に詳しいFP

【課題】 信託に関する法務・税務に関する知識と経験

Team で Back upする！！

次回のお知らせ

第8回【アドバイザー必須講座】

資産管理と承継ビジネスに必要な傾聴力

開催日：9月16日（木）16時～17時

（Zoomを利用して開催します）



『信託の羅針盤 | トラコム』HP

左のQRコードまたは
こちらのURL（<https://trcom2020.com>）よりお申込みいただけます

ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和3年8月24日